

地方小都市高齢者世帯の居住形態別分析

——経済類型別高齢者生活費——

伊 藤 秋 子
杉 原 由 機
佐々木 淑 恵
馬 場 紀 子

序

高齢者の問題はすべての面において、幼、青、壮年期とは異なる複雑な性格をもつとみられるが、経済問題はとくに複雑であり、老人福祉の鍵を握る重大なポイントと考えられている。高齢者の生活費に関する資料は少く、とくに子世帯と同居している者についての資料はほとんど得られない。しかし、高齢者（60歳以上人口）のうち、79.7%が子どもと同居しているという¹⁾現状では、子世帯と同居の高齢者についての経済状態を明らかにされることが望まれる。

今回の静岡県掛川市における「高齢者世帯生活調査」のうち、とくに家計調査（記帳期間は、昭和45年8～9月の1カ月間）は以上の要求にこたえるものである。

ここでは、この調査結果に基づき高齢者の経済生活を類別し、各経済類型別に、高齢者自身の収入、高齢者自身の生活費（これは子世帯が高齢者のために支出したものと、高齢者自身の収入から支出したものの両者を加えてみる）を観察する。

I 高齢者の経済類型

1. 分類の方法

(1) ここで採った分類

高齢者の経済生活を明らかにするためには、何らかの経済的な指標をもって分類しなければならないが、性格を異にする世帯の結びついたものを分類し、それぞれのグループの特色を捉えることは種々の支障があって困難である。ここでは、1つの試みとして、つぎのような分類を行ってみた。

① 独立世帯、同居世帯。

② 独立世帯については安定した収入のあるものと、ないもの。

③ 同居世帯については、自由になる収入のあるものと、ないもの。

④ 自由になる収入のあるもののうち、家計へ入れるものと、入れないもの。

⑤ 家計へ入れるもののうち、入れる金額が老人1人の食料費より大きいものと、小さいもの（この分類は、世帯数が非常に細分されるので、分類はしたが、それぞれの収支をみることはしていない）。

(2) 分類の基準

A. 高齢者の収入の種類

① 勤め先収入

② 内職収入

③ 恩給・年金など

④ 仕送り（同居の子以外から）

⑤ 同居の子からの小遣い

⑥ 預金引出……調査期間中の生活費が「預金引出」によるものであっても、家計簿の参考記入事項や、小遣帳の「年間収入」欄などを検討して、預金の源がはっきりすれば、預金の源である、③、④、⑤などを収入源とした。

⑦ その他の収入……主として財産所得（そのうちでも主として家賃・地代）。

B. 「安定した収入」について（独立世帯の場合）

a) Aにあげた収入のうちから、まず種類としてはつぎのものを採る。

① 勤め先収入

② 恩給・年金

③ 子どもからの仕送り

④ 家賃・地代

b) 以上の収入のうち「金額が夫妻で約2万円以上で定期的であること」を基準とする（昭和45年4月1日改訂の1級地、標準4人世帯の最低生活費は4万2,772円であることを勘案して、この金額に線を引いた）。

1) 厚生省統計調査部、『昭和43年国民生活実態調査報告』、66ページ。

c) Nタイプの世帯については、老人自身に生活費に見合う収入がある場合を安定とし、子どもの収入に依存しているものを不安定とした。

C. 「自由になる収入」について（同居世帯の場合）原則としては「要求しなくても定期的に入るもの」(a), (c), (d), (e) とした。

D. 家計へ入れるもの

老人の収入のうち、金額の大きさを問わず、家計へ入れるものを採った。

以上のような基準で分類をしたが、さらにこの中に家族構成のタイプ、すなわちC, N, C—N, M—N, を組み込み、年齢は外して作成したものが表1である。

なおこの調査の対象世帯の決定については本誌掲載の森岡清美「地方小都市高齢者世帯の居住形態別分析——世帯——」を参照されたい。

2. 高齢者世帯、経済類型の分布

先に述べた分類方法により、高齢者世帯を経済類型に分けると、つぎのような結果となった。ここに表わした比率は、この調査で対象となったものの中での比率であって、旧掛川市の高齢者全体に対するものではない。

(1) 独立世帯 34世帯 (25.8%)

この調査においては、子世帯が自営業のもの、寝たきり老人、高齢者の単身世帯その他、若干のタイプのものを除いてあるので、独立高齢者世帯の割合は全国平均20.3%よりもかなり大きい²⁾。

A. 独立世帯のうち、

安定した収入のあるもの 23世帯 (17.4%)

安定した収入のないもの 11世帯 (8.3%)

「安定した収入のあるもの」のほうが多いが、これは、安定した収入があるので独立しているのか、独立せざるをえないから、勤めて稼働しているのか、一層深く

問題を掘り下げる必要がある。

B. 「安定した収入のあるもの」の多くはCタイプ (21世帯, 15.9%)である。Nタイプが少い (2世帯, 1.5%) のは、Nタイプが高年齢で生れた末子とともに構成する家族であるか、あるいは、かなりの年齢の未婚の子どもと構成する家族であって、正常なものが少いためにようにみうけられる。

C. 安定した収入がないのに独立しているものは、Nタイプに多い (Nタイプ7世帯 5.3%, Cタイプ4世帯 3.0%)。ここにも高齢者を含むNタイプの不安定さをみることができる。

(2) 同居世帯 98世帯 (74.2%)

この調査が正確な意味での全部調査とはいえないので、この比率をみて云々することはできないが、同居している高齢者が、独立のものより著しく大きいのは明らかである。因みに先進国における同居高齢者は20~40%である³⁾。

A. 同居世帯のうち、

自由になる収入のあるもの 89世帯 (67.4%)

自由になる収入のないもの 9世帯 (6.8%)

「自由になる収入のあるもの」のほうが圧倒的に多い。しかし、「自由になる収入」といっても、その額や種類にはかなりの相違がある。

B. 「自由になる収入のあるもの」のうちを、世帯タイプ別にみると、

C—N 25世帯 (19.0%)

M—N 64世帯 (48.5%)

となっており、M—Nが圧倒的に大きい。しかし、もともM—NのほうはC—Nよりも調査対象が大きいのでこれは当然である。そこでC—N全体、M—N全体に対する比率をみると、

$C-N = 25/27 = 92.6\%$

$M-N = 64/71 = 90.1\%$

表1 高齢者世帯、経済類型別、世帯数（掛川、昭和45年）

独立世帯 (34世帯) (25.8%)	— 安定した収入のあるもの (23世帯) (17.4%)	— C (21世帯 15.9%) N (2世帯 1.5%)
同居世帯 (98世帯) (74.2%)	— 安定した収入のないもの (11世帯) (8.3%)	— C (4世帯 3.0%) N (7世帯 5.3%)
	— 自由になる収入のあるもの (89世帯) (67.4%)	— 家計に入れるもの (12世帯) (9.1%) — C—N (8世帯 6.1%) M—N (4世帯 3.0%)
		— 家計に入れないもの (77世帯) (58.3%) — C—N (17世帯 12.9%) M—N (60世帯 45.5%)
	— 自由になる収入のないもの (9世帯) (6.8%)	— C—N (2世帯 1.5%) M—N (7世帯 5.3%)

2) 厚生省統計調査部、『昭和43年国民生活実態調査報告』、66ページ。

3) 館裕、『老人の増加と偏在』『ジュリスト』No.495, 1971。

で、大した差はない。

C. 自由になる収入のあるもののうち、

家計に入れるもの 12世帯 (9.1%)

家計に入れないもの 77世帯 (58.3%)

自由になる収入があっても、家計へ入れないものが普通であることが示されている。

D. 家計に入れるものをさらにタイプ別にみると、

C—N 8世帯 (6.1%)

M—N 4世帯 (3.0%)

であるが、M—Nの全数がC—Nの全数より著しく大であるので、それぞれの全数に対する割合をみると、C—N 29.6%, M—N 5.6%で、C—Nのほうが家計へ入れる余裕が大きいと認められる。逆に、家計へ入れないもの77世帯の内訳は、

C—N 17世帯 (12.9%)

M—N 60世帯 (45.5%)

でM—Nが著しく大であるが、上と同様にC—N、M—Nそれぞれの全数に対する比率は、C—N 62.9%, M—N 84.5%で、両方の割合は前よりも接近するが、M—Nのほうに、家計へ入れないものの多いことを否むことはできない。つまり、女子老人が1人の場合は大多数が自由になる収入があっても家計へ入れていないが、高齢者夫妻揃っていると、家計へ入れるものが増える。

E. 自由になる収入のないものをタイプ別にみると、

C—N 2世帯 (1.5%)

M—N 7世帯 (5.3%)

で、M—Nのほうが大きいため、ここでも女子老人1人の子どもと同居している生活が、経済的に、さらに立場としても恵まれていないことを推測することができる。

F. ついでながら、家計へ入れるもの12世帯のうち、家計へ入れる金額と食料費（高齢者1人分）との関係をみると、

C—N 8世帯	入れる金額 > 食料費	4世帯
	入れる金額 < 食料費	4世帯
M—N 4世帯	入れる金額 > 食料費	0世帯
	入れる金額 < 食料費	4世帯

と、食料費より大きい金額を入れるものは12世帯のうちの1/3に過ぎず、それはC—Nタイプに限られている。

つぎに、この類型別各グループの収入および生活費について詳細に述べることとするが、ここであらかじめお断りしておくべき若干の事項をあげる。

① 経済類型の分類は、家計簿に記入されたもの以外に、家計簿の表紙裏の参考事項を参考として分類したもの

のであるのに対して、以下の表に示す収入、支出の金額は、家計簿と高齢者小遣帳からとったもののみである。

② ここで、あつかう「収入」とは高齢者自身の収入であるのに対し、生活費のほうは、同居子世帯で高齢者の分として支出しているものと、高齢者の小遣帳に記されたものの両方が加わっているため、収支のバランスはとれていない。

③ 高齢者夫妻の収入は「世帯当り」で考察するが、生活費は「1人当り」で考察する。収入のほうは稼得者が多くは1人であり、夫妻に対して2人分の収入があるとはいきれないので、あるがままの「世帯当り」収入をとった。これに対して生活費は2人分は1人分の2倍ではないにしても、2人分は支出せざるをえないので「1人当り」で考察するのがより適切であると考えたからである。

II 高齢者の収入

高齢者の収入を、前記の経済類型に基づいて考察する。

集計にあたっては、家計簿および小遣帳から高齢者の収入のみをとりだし、1世帯当りの収入金額の平均値を、経済類型別および世帯のタイプ別に算出した。これが表2として示したものである。

1. 収入総額

表2より高齢者の収入総額を、経済類型別および世帯のタイプ別にとりだすと図1のようになる。

(1) 全世帯

収入のあるもの、ないものすべての調査世帯 (132世帯) の平均は、約2万円である。

(2) 独立世帯

独立世帯の平均は約4万円で、全世帯の場合の2倍になっている。

A. 「安定した収入のあるもの」と「安定した収入のないもの」

「安定した収入のあるもの」の平均は約4万8,000円、「安定した収入のないもの」の平均は約2万1,000円と、後者は前者の約1/2弱である。すべての経済類型の中で、この独立世帯の「安定した収入のあるもの」が最も高い。

a 「安定した収入のあるもの」の中のCタイプとNタイプ——Cタイプの平均は4万8,000円をいくぶん上回り、Nタイプの平均は約4万3,000円でCタイプより若干低い。この経済類型に属するCタイプの平均は、す

表2 高齢者の経済類型別、タイプ別、1カ月、1世帯当り収入

(単位: 円)

経済類型	収入の種類	前月からの繰入金	収入総額	実収入	勤め先	事業内	年金	給付	仕送り	その他	実収入以外の収入	預貯金	引当	その減	他資産	月掛	賦買	借入	金	(再掲) 現物	(再掲) 他からの金	他帳簿への金	の現
金額 (円)	金全帯世		6,750	19,373	17,521	4,691	2,482	5,563	1,114	3,671	1,852	1,852	0	0	0	0	0	0	0	848	535	783	
			15,996	39,300	35,232	10,094	5,827	8,287	3,647	7,377	4,068	4,068	0	0	0	0	0	0	2,505	—	—		
		安収るもの	17,622	47,855	42,745	13,791	3,434	10,911	4,913	9,696	5,110	5,110	0	0	0	0	0	0	2,848	—	—		
		安定したもの (23)	17,710	48,305	42,709	12,857	3,649	11,608	5,381	9,214	5,596	5,596	0	0	0	0	0	0	2,951	—	—		
		C (21)	16,698	43,126	43,126	23,596	1,175	3,600	0	14,755	0	0	0	0	0	0	0	0	1,755	—	—		
		N (2)	12,596	21,414	19,523	2,364	10,831	2,800	1,000	2,528	1,891	1,891	0	0	0	0	0	0	1,788	—	—		
		安収いもの	18,541	31,216	28,016	0	20,271	7,250	0	495	3,200	3,200	0	0	0	0	0	0	495	—	—		
		C (4)	9,198	15,812	14,669	3,715	5,435	257	1,571	3,691	1,143	1,143	0	0	0	0	0	0	2,526	—	—		
		N (7)	3,542	12,460	11,377	2,817	1,322	4,618	235	2,385	1,083	1,083	0	0	0	0	0	0	273	722	1,055		
		自由になる収入のあるもの (89)	3,901	13,720	12,527	3,101	1,456	5,085	258	2,627	1,193	1,193	0	0	0	0	0	0	301	795	1,162		
		家計に入るもの (12)	12,357	36,378	29,295	9,204	1,750	12,583	417	5,341	7,083	7,083	0	0	0	0	0	0	844	417	8,617		
		家計に入るもの (8)	14,910	47,402	36,777	13,805	1,125	13,210	625	8,012	10,625	10,625	0	0	0	0	0	0	1,266	625	11,064		
		MN (4)	7,500	14,331	14,331	0	3,000	11,331	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,725		
		家計に入らないもの (77)	2,583	10,189	9,914	2,150	1,409	3,916	234	2,205	275	275	0	0	0	0	0	0	216	854	—		
割合 (%)	金全帯世	自由になる収入のあるもの (9)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		CN (2)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		MN (7)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			—	100.0	90.4	24.2	12.8	28.7	5.8	18.9	9.6	9.6	0	0	0	0	0	0	4.4	2.8	—		
			—	100.0	89.6	25.7	14.8	21.1	9.3	18.7	10.4	10.4	0	0	0	0	0	0	6.4	—	—		
		安収るもの	—	100.0	89.3	28.8	7.2	22.8	10.3	20.2	10.7	10.7	0	0	0	0	0	0	5.9	—	—		
		安定したもの (23)	—	100.0	88.4	26.6	7.6	24.0	11.1	19.1	11.6	11.6	0	0	0	0	0	0	6.1	—	—		
		C (21)	—	100.0	100.0	54.7	2.7	8.3	0	34.3	0	0	0	0	0	0	0	0	4.1	—	—		
		N (2)	—	100.0	91.2	11.0	50.6	13.1	4.7	11.8	8.8	8.8	0	0	0	0	0	0	8.3	—	—		
		安収いもの	—	100.0	89.7	0	64.9	23.2	0	1.6	10.3	10.3	0	0	0	0	0	0	1.6	—	—		
		C (4)	—	100.0	92.8	23.5	34.4	1.6	9.9	23.4	7.2	7.2	0	0	0	0	0	0	15.9	—	—		
		N (7)	—	100.0	91.3	22.6	10.6	37.1	1.9	19.1	8.7	8.7	0	0	0	0	0	0	2.2	5.8	—		
		自由になる収入のあるもの (89)	—	100.0	91.3	22.6	10.6	37.1	1.9	19.1	8.7	8.7	0	0	0	0	0	0	2.2	5.8	—		
		家計に入るもの (12)	—	100.0	80.5	25.3	4.8	34.6	1.2	14.6	19.5	19.5	0	0	0	0	0	0	2.3	1.1	—		
割合 (%)	金全帯世	家計に入るもの (8)	—	100.0	77.6	29.1	2.4	27.9	1.3	16.9	22.4	22.4	0	0	0	0	0	0	2.6	1.3	—		
		MN (4)	—	100.0	100.0	0	20.9	79.1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
		家計に入らないもの (77)	—	100.0	97.3	21.2	13.8	38.4	2.4	21.5	2.7	2.7	0	0	0	0	0	0	2.1	8.4	—		
		CN (17)	—	100.0	95.0	54.5	5.7	28.9	0	5.9	5.0	5.0	0	0	0	0	0	0	1.0	2.7	—		
		MN (60)	—	100.0	98.4	4.2	17.9	43.2	3.5	29.6	1.6	1.6	0	0	0	0	0	0	2.7	11.2	—		

(注) ()内の数字は世帯数。

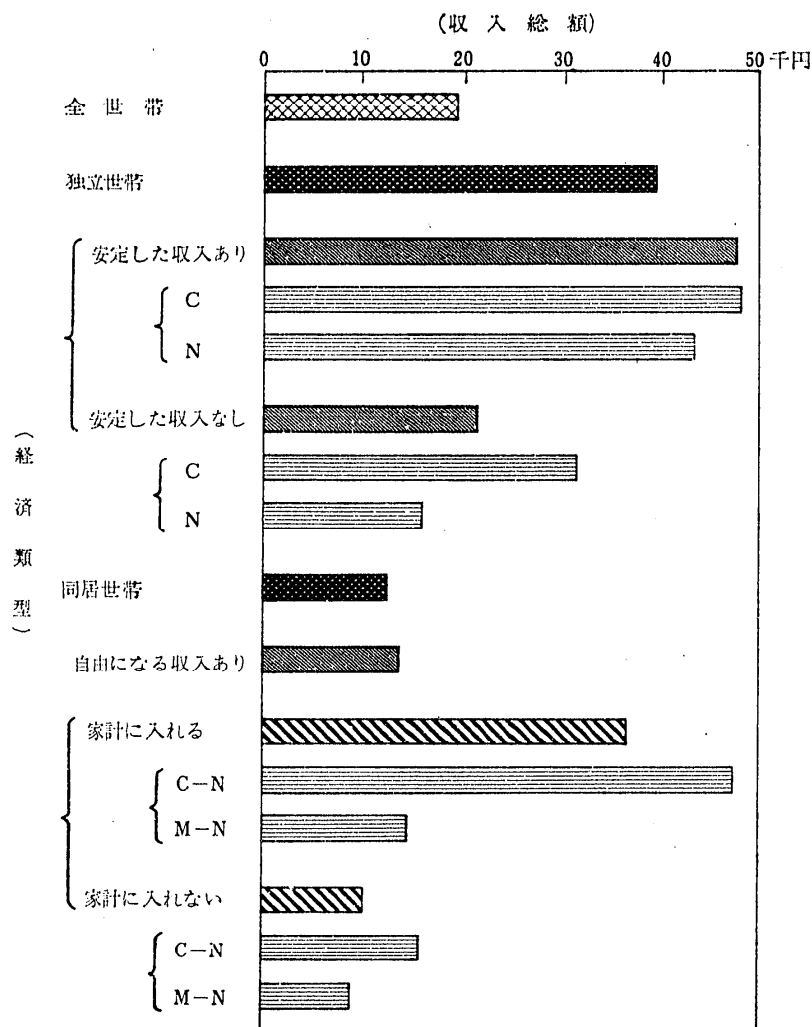


図1 高齢者の経済類型別、タイプ別、1カ月、1世帯当り収入総額

すべての世帯タイプの中で最高である。

b 「安定した収入のないもの」の中のCタイプとNタイプ——Cタイプの平均が約3万1,000円であるのに対し、Nタイプの平均は約1万6,000円で、前と同様にCタイプのほうがNタイプより大である。

(3) 同居世帯

同居世帯の平均は約1万2,000円で、独立世帯の場合に比べて非常に低い。これは、同居世帯の中に、高齢者の自由になる収入がまったくない9世帯が含まれていること、また、高齢者が1人のみのM-Nタイプがその大半を占めていること等が原因して、独立世帯との差を大きくしたと思われる。

A. 「自由になる収入のあるもの」

「自由になる収入のあるもの」の平均は約1万4,000円である。独立世帯の高齢者に比べてかなり低いのは、

M-N世帯の収入が著しく低く、それがこの類型の大半を占めるためである。

a 「家計に入れるもの」と「家計に入れないもの」——「家計に入れるもの」の平均は約3万6,000円、「家計に入れないもの」の平均は約1万円と、前者は後者の3.6倍にもなっている。

① 「家計に入れるもの」の中のC-NタイプとM-Nタイプ：C-Nタイプの平均が約4万7,000円であるのに対し、M-Nタイプの平均は約1万4,000円とC-Nタイプとの差が非常に大きい。この経済類型に属するC-Nタイプの平均は、同居世帯の世帯タイプの中では最高であり、独立世帯も加えた全世帯タイプの中では、独立・「安定した収入のあるもの」・Cタイプについて2番目に高い。

② 「家計に入れないもの」の中のC-NタイプとM

—Nタイプ: C—Nタイプの平均が約1万5,000円, M—Nタイプの平均は約9,000円と, これも前と同様C—NがM—Nをいくぶん上回る。

なお, この他に同居世帯のうち, 「自由になる収入のないもの」9世帯があるが, これはすべて同居の子どもに依存していて, 高齢者自身の収入がないのでここではとりあげない。

2. 収入の内部構造

つぎに表2より, 収入の内部構造を, 経済類型別および世帯のタイプ別に比較検討する。

ただし, 表2の割合は, 収入総額を100とした場合にそれぞれの収入が占める割合をパーセンテージで現したものである。実収入を100とせず収入総額を100としたのは, 高齢者の預貯金引出も源は実収入であると考えられるからである。

(1) 全世帯

収入総額約2万円のうち, その大部分は実収入で占められる。実収入の中でも, 恩給年金の約5,500円, 勤め先収入の約4,700円が高く, ついで事業内職収入の約2,500円があげられる。また, 仕送りとして同居以外の子どもから平均約1,000円を, 同居の子どもからは他帳簿からの現金として親家計簿から平均約500円をもらっている。これを割合でみると, 実収入は収入総額の90.4%を占める。実収入の中では, 恩給年金が約29%, 勤め先収入が24%, 事業内職収入が13%を占める。仕送りはわずかに6%にすぎない。実収入以外の収入としての預貯金引出は約10%である。

(2) 独立世帯

収入総額約4万円のうち, 預貯金引出の約4,000円を除くと, 他はすべて実収入である。実収入の中では, 勤め先収入が最も高く約1万円, ついで恩給年金の約8,000円, 事業内職収入の約6,000円があげられる。いずれも全世帯の平均よりかなり高い。これを割合でみると, 実収入は収入総額の約90%, 実収入以外の収入は約10%で, 全世帯の場合とほとんど変わらない。実収入の中では, 勤め先収入が約26%, 恩給年金が21%, 事業内職収入が約15%を占める。

A. 「安定した収入のあるもの」と「安定した収入のないもの」

「安定した収入のあるもの」は, 「安定した収入のないもの」に比べると収入総額では約2.3倍の4万8,000円である。その大部分は実収入からなり, 実収入の中でも高いものとして勤め先収入の約1万4,000円, 恩給年金

の約1万1,000円があげられる。一方, 「安定した収入のないもの」は, 事業内職収入の約1万1,000円が最も高く, それ以外はいずれもかなり少額である。これを割合でみると, 「安定した収入のあるもの」では勤め先収入が約29%, 恩給年金が約23%を占めるのに対し, 「安定した収入のないもの」では事業内職収入が約51%を占め, それ以外では勤め先収入, 恩給年金がそれぞれ約10%強を占めるにすぎない。

a 「安定した収入のあるもの」の中のCタイプとNタイプ——Nタイプの世帯数がわずかに2世帯であるため, CタイプとNタイプを比較してみてもいいことには無理がある。大まかにみると, 収入総額のうちではそれほど大差はない。Cタイプは, 実収入の中では勤め先, 恩給年金が比較的高く, 仕送りも約5,000円とすべての世帯タイプの仕送りの中で最も高額である。一方, Nタイプは, 勤め先収入とその他の財産収入が比較的高い。仕送りはまったくなく, 実収入以外の収入もゼロである。

b 「安定した収入のないもの」の中のCタイプとNタイプ——収入総額では, CタイプはNタイプの約2倍になっている。Cタイプの主な収入としては, 事業内職収入が最も高く, ついで恩給年金, 預貯金引出があげられる。勤め先収入, 仕送りはまったくない。これに対し, Nタイプは事業内職収入, 勤め先収入があるがいずれも比較的低く, 独立世帯の世帯タイプの中では収入が最も小さい。収入総額からみても, 同居の子どもの収入は欠かせないといえよう。

(3) 同居世帯

独立世帯に比較すると, 収入総額は1/3にも満たない。したがって実収入もまた1/3弱である。実収入のうち比較的高いものとしては, 恩給年金の約4,600円, 勤め先収入の約2,800円があるが, これらも独立世帯のそれに比べると非常に低い。同居以外の子どもからの仕送りはわずか235円, 同居の子どもからは722円をもらっている。これを割合でみると, 実収入が収入総額に占める割合は, 独立世帯の場合よりもいくぶん高く91.3%である。実収入の中では, 恩給年金が37%, 勤め先収入が約23%を占めている。

A. 「自由になる収入のあるもの」

収入総額約1万4,000円の大部分は実収入からなる。実収入の中で比較的高いものは, 同居世帯の平均の場合と同様, 恩給年金, 勤め先収入があげられる。相対的に同居世帯の平均と同様の傾向を示す。

a 「家計に入れるもの」と「家計に入れないもの」——「家計に入れるもの」は, 「家計に入れないもの」に

比べて、収入総額では3倍以上の約3万6,000円である。その大部分は実収入からなり、なかでも恩給年金が最も高く約1万3,000円、ついで勤め先収入の約9,000円があげられる。また、実収入以外の収入としての預貯金引出もかなり高く約7,000円である。一方、「家計に入れないもの」では、比較的高いものとして恩給年金、勤め先収入があげられるが、その金額は、「家計に入れるもの」に比べて非常に低い。これを割合でみると、「家計に入れるもの」では、実収入が収入総額に占める割合は約80%で、実収入以外の収入は約20%を占める。実収入の中では、恩給年金が約35%、勤め先収入が約25%である。一方、「家計に入れないもの」では、収入総額のなかで実収入の占める割合が約97%、実収入以外の収入はわずか3%である。実収入の中では、「家計に入れるもの」の場合と同様、恩給年金、勤め先収入の占める割合が高い。

- ① 「家計に入れるもの」の中のC—NタイプとM—Nタイプ：収入総額におけるC—NタイプとM—Nタイプの差は非常に大きく、C—NタイプはM—Nタイプの3倍をはるかに越えている。C—Nタイプの主な収入としては、勤め先収入、恩給年金、預貯金引出があげられ、いずれも比較的高い金額である。これに対し、M—Nタイプはわずかに恩給年金と事業内職収入があるのみで、他の収入はまったくない。しかし、いずれのタイプも家計に入れることには変わりがなく、その収入に応じて、C—Nタイプは約1万1,000円、M—Nタイプは約4,000円を入れている。
- ② 「家計に入れないもの」の中のC—NタイプとM—Nタイプ：収入総額におけるC—NタイプとM—Nタイプの差は、前記の「家計に入れるもの」の場合ほどではないがいくぶんみられ、C—NタイプがM—Nタイプを上回っている。C—Nタイプの主な収入としては、勤め先収入と恩給年金があげられ、M—Nタイプでは恩給年金と事業内職収入があげられる。しかし、相対的にM—NタイプはC—Nタイプよりかなり低い。

以上、収入についてまとめるとつぎのような結論になる。

- ① 高齢者の平均収入総額は、1カ月、1世帯当り約2万円であり、その主な収入源は恩給年金、勤め先収入、ついで事業内職収入があげられる。
- ② Cタイプにおいては、ほとんど安定した収入があり、その主なものは勤め先収入、恩給年金である。
- ③ Nタイプにおいては、高齢者の収入のみではほと

んど安定した収入がない。

- ④ 同居の高齢者は、その大部分が自分の自由になる収入をもっている。しかし、それを家計に入れている場合は少く、大半が家計に入っていない。C—Nタイプにおける主な収入源は、独立世帯のCタイプの場合と同様、勤め先収入、恩給年金であるが、M—Nタイプでは恩給年金がその主なものとなっている。

III 高齢者の支出

1. 経済類型別生活費の比較

まず、経済類型別、タイプ別の支出を表3、図2—1、2—2によって考察する。この表の数値は高齢者1人当りの支出であり、M—Nタイプ以外は、高齢者夫妻の平均値である。

(1) 支出総額

表3の最後の欄に示したように、1人当り支出総額の平均は1万5,235円である。総府統計局、家計調査、昭和45年、全国全世帯の平均値では、世帯人員3.98人で7万9,531円、1人当り1万9,983円に比較すると低いが、本調査が1カ月間であるので、盆暮の生活費の膨張は加えられていない。しかし、同時に、調査を意識して、他月より多くかけた点もあるように見うけられる。したがって、これについては、あまり断定的なことは言えない。しかし、高齢者の支出が、もっと若い人々のそれより低いことは明らかである。

独立世帯の平均は1万5,967円、同居世帯の平均は1万4,836円であり、独立世帯のほうが約1,130円高くなっている。これを全世帯平均1人当りを100とした指数でみると、独立世帯は104.8で平均より高く、同居世帯は97.4で平均より低い。独立世帯は、高い所得があり、平均よりも高い生活水準を維持できるために独立しているといえることができる。

さらに、独立世帯の中で、「安定した収入あり」と「安定した収入なし」を比較すると、前者の支出総額は1万7,580円、後者は1万2,590円、その差はほぼ5,000円である。

同居世帯のうち、「自由になる収入あり」の支出総額は1万4,867円であり、「自由になる収入なし」のそれは1万4,509円で、あまり差はない。

さらに、「自由になる収入あり」のうち、「家計に入れるもの」と「入れないもの」とでは、「入れるもの」の支出総額が1万8,253円、「入れないもの」は1万4,147円で、かなりの差が認められる。なかでも、「家計に入

表3 高齢者の経済類型別、タイプ別、1カ月、1人当り、支出

経済類型		平均	独立世帯(34)		安定した収入のあるもの(23)		安定した収入のないもの(11)		同居世帯(98)	自給も 由取る に 入る もの に 計 れ る (89)	家入も 計れ る もの に 計 れ る				自給も 由取る に 入る もの に 計 れ る (9)	C-N-M-N					
			C (21)	N (2)	C (4)	N (7)	C-N-M-N (8)	C-N-M-N (4)			C-N-M-N (77)	C-N-M-N (60)	C-N-M-N (2)	C-N-M-N (7)							
費目	金額	支出	15,235	15,967	17,581	17,996	13,228	12,592	14,153	11,700	14,836	14,867	18,253	19,329	13,950	14,147	12,323	15,181	14,509	15,233	14,095
		食料費	6,897	7,591	8,121	8,289	6,354	6,483	6,776	6,317	6,519	6,530	7,650	8,023	6,160	6,292	5,744	6,603	6,406	5,706	6,806
金額(円)	住居費	943	1,275	1,507	1,439	2,232	790	654	868	763	796	688	770	360	819	980	728	425	270	513	
	光熱費	795	1,056	1,173	1,158	1,327	811	1,107	642	653	621	591	550	757	628	550	672	980	1,021	957	
	被服費	690	597	793	862	75	187	173	195	740	753	1,268	1,393	765	643	517	714	614	1,037	373	
	医療保健費	1,631	1,268	1,340	1,446	227	1,117	952	1,211	1,829	1,831	2,132	2,078	2,349	1,767	1,667	1,824	1,801	1,186	2,153	
	雑費	4,278	4,180	4,647	4,802	3,013	3,203	4,491	2,467	4,331	4,336	5,924	6,515	3,559	3,998	2,865	4,640	4,282	5,013	3,293	
割合(%)	支出	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
	食料費	45.3	47.5	46.2	46.1	48.3	51.5	47.9	53.8	44.0	43.9	41.9	41.5	44.2	44.5	46.6	43.5	44.2	37.4	48.3	
	住居費	6.2	8.0	8.6	8.0	17.0	6.3	4.7	7.4	5.1	5.4	3.8	4.0	2.6	5.8	8.0	4.8	2.9	1.8	3.6	
	光熱費	5.2	6.6	6.7	6.4	10.1	6.4	7.9	5.5	4.4	4.2	3.2	2.8	5.4	4.4	4.5	4.4	6.8	6.7	6.8	
	被服費	4.5	3.7	4.5	4.8	0.6	1.5	1.2	1.8	5.0	5.1	6.9	7.2	5.5	4.5	4.2	4.7	4.3	6.8	2.6	
	医療保健費	10.7	7.9	7.6	8.0	1.8	8.9	7.0	10.5	12.3	12.3	11.7	10.8	16.8	12.5	13.5	12.0	12.4	7.8	15.3	
	雑費	28.1	26.2	26.4	26.7	22.2	25.4	31.3	21.0	29.2	29.2	32.5	33.7	25.5	28.3	23.2	30.6	29.5	39.5	23.4	
平均1人当りに対する指数	支出	100.0	104.8	115.4	118.1	86.8	82.7	92.9	76.8	97.4	97.6	119.8	126.9	91.6	92.9	80.9	99.6	95.2	100.0	92.5	
	食料費	100.0	110.1	117.7	120.2	92.1	94.0	98.2	91.6	94.5	94.7	110.9	116.3	89.3	91.2	83.3	95.7	92.9	82.7	98.7	
	住居費	100.0	135.2	159.8	152.6	236.7	83.8	69.4	92.0	80.9	84.4	73.0	81.7	38.2	86.9	103.9	77.2	45.1	28.6	54.4	
	光熱費	100.0	132.8	147.5	145.7	166.9	102.0	139.2	80.8	82.1	78.1	74.3	69.2	95.2	79.0	69.2	84.5	123.3	128.4	120.4	
	被服費	100.0	86.5	114.9	124.9	10.9	27.1	25.1	28.3	107.2	109.1	183.8	201.9	110.9	93.2	74.9	103.5	89.0	150.3	54.1	
	医療保健費	100.0	77.7	82.2	88.7	13.9	68.5	58.4	74.2	112.1	112.3	130.7	127.4	144.0	108.3	102.2	111.8	110.4	72.7	132.0	
	雑費	100.0	97.7	108.6	112.2	70.4	74.9	105.0	57.7	101.2	101.4	138.5	152.3	83.2	93.5	67.0	108.5	100.1	140.6	77.0	

(注) ()内の数字は世帯数。

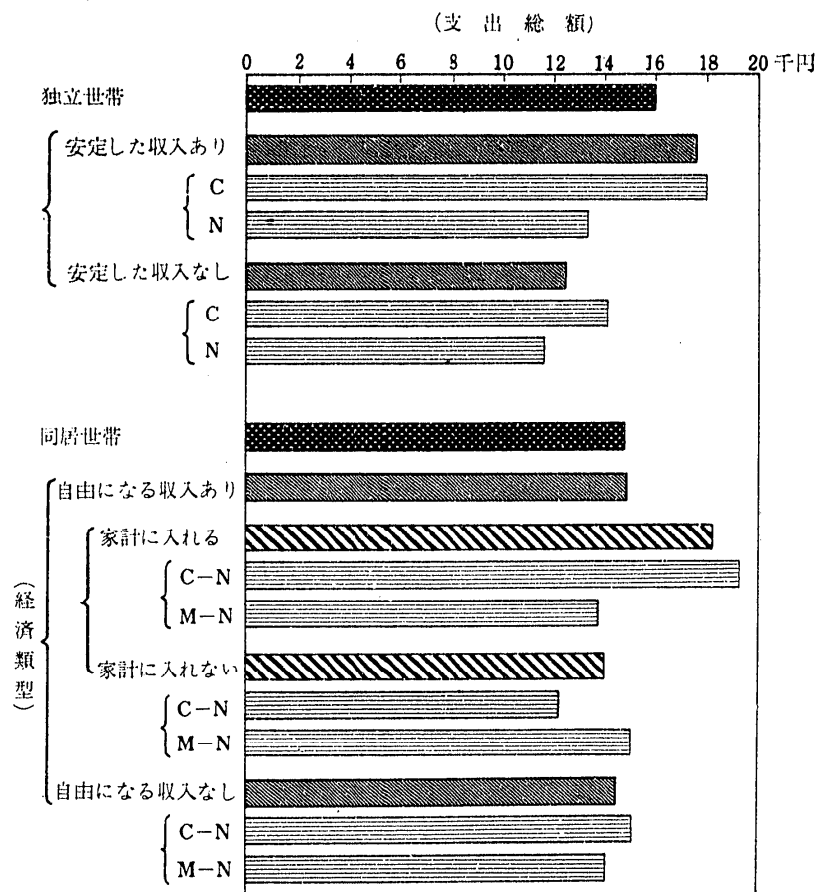


図 2-1 高齢者の経済類型別、タイプ別、1カ月、1人当り支出総額

れるもの」が最高になるのは当然のことと思われるが、とくに、C-Nタイプの1万9,329円の影響が大である。このように、同じ同居世帯で「自由になる収入あり」の場合でも、「家計に入れる」・C-Nタイプが著しく高いのに、「入れない」・C-Nタイプは1万2,323円と、非常に低いということは、所得による影響が著しいと思われる。

とくに支出総額が高いのは、同居世帯で「家計に入れる」・C-Nタイプであったが、これについては、独立・「安定した収入あり」・Cタイプの1万7,996円である。これらを平均1人当りに対する指数でみると、前者が126.9、後者が118.1で、この2つのタイプは平均の20%ほど高くなっている。

また、最も低いのは、独立・「安定した収入なし」・Nタイプの1万1,700円で、指数は76.8である。これは、基底には所得の低さによるものであるが、所得の低さは、II、収入の所でみたようにNタイプの特色でもある。また、Nタイプの支出は、独立・「安定した収入あり」

のものでも、Cタイプと比して低くなっているのをみると、Nタイプは必ずしも子どもの収入が少いわけではないが、高齢者の支出はきりつめられている傾向がみられる。Nタイプの支出の低さは、収入の面と、収入の使い方にも問題をもっているようである。

(2) 食料費

1人当り食料費の平均は、表3に示したように、6,897円である。先の統計局調査では、食料費は2万7,092円、1人当り6,807円である。高齢者にとって、食料費は大きな問題であるが、統計局調査と比較しても、食料費はあまりおさえていないように思われる。

独立世帯の平均が7,591円、同居世帯の平均が6,519円で、全世帯平均と比較すると、独立世帯のほうは高く、同居世帯は低い。

さらに、独立世帯のうち、「安定した収入あり」は8,121円、「安定した収入なし」は6,483円と、「安定した収入あり」のほうがかなり高い。

また、同居世帯のうち、「自由になる収入あり」と「自

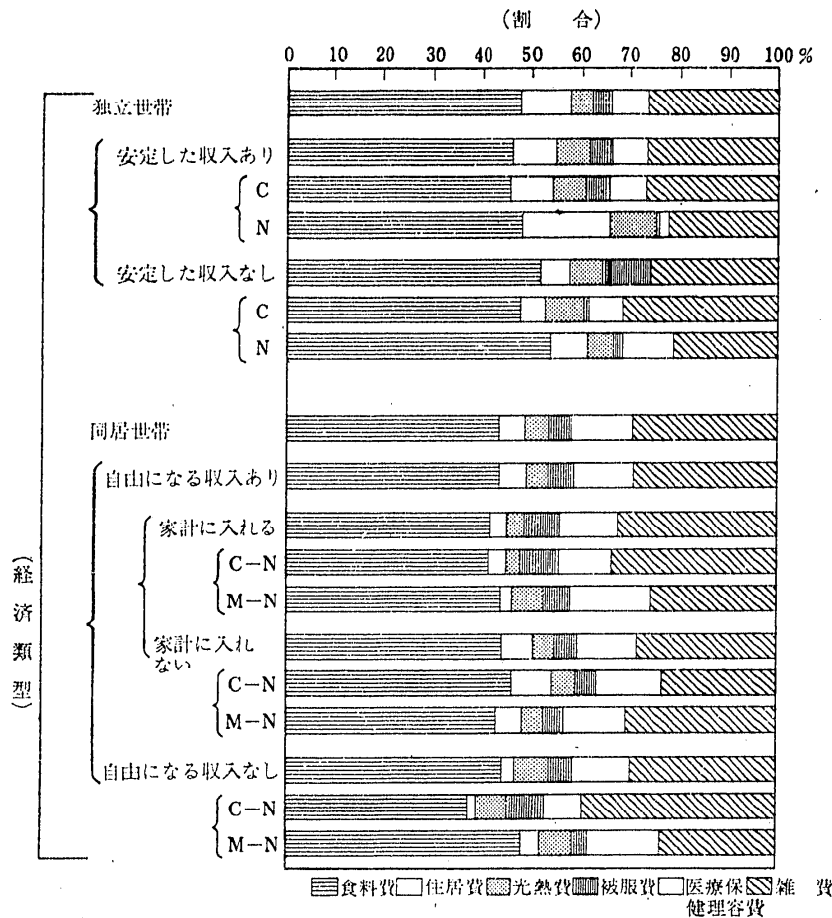


図2-2 高齢者の経済類型別、タイプ別、1カ月、1人当たり支出構造

由になる収入なし」とでは、ほとんど差はない。

なお、「自由になる収入あり」のうち、「家計に入れるもの」と「入れないもの」とでは、「入れるもの」のほうが高い。

食料費が最も高いのは、独立・「安定した収入あり」・Cタイプの8,289円で、指数が120.2、つぎが、同居・「自由になる収入あり」・「家計に入れる」・C-Nタイプの8,023円、指数116.3である。

また、最も低いのは、いずれも同居世帯で、「自由になる収入なし」・C-Nタイプの5,706円、指数82.7、ついで、「自由になる収入あり」・「家計に入れない」・C-Nタイプの5,744円、指数83.3である。

エンゲル係数は、全体の平均が45.3で、独立世帯の平均が47.5、同居世帯の平均が44.0である。これは、相対的にみると、高齢者は、統計局調査の34.1と比較しても、一般にみられるエンゲル係数より非常に高くなっている。これが高齢者の大きな特徴といってもよいである。

う。エンゲル係数が最も高いのは、独立・「安定した収入なし」・Nタイプの53.8%であるが、これは、支出総額が最も低いものだからである。また、エンゲル係数が最も小さいのは、同居・「自由になる収入なし」・C-Nタイプの37.4%である。これは、対象世帯がわずか2例なので、特殊な世帯事情の影響もあると思われるが、食料費そのものの絶対額が5,706円と、最低であるので、エンゲル係数が低くとも、生活水準が高いとみることはいえない。

(3) 住居費

1人当たり住居費の平均は943円で、独立世帯の平均が1,275円、同居世帯の平均が763円で、独立世帯が著しく高い。

住居費が高いのはいずれも独立世帯で、最高は、「安定した収入あり」・Nタイプの2,232円、指数は236.7、ついで、同じくCタイプの1,439円、指数152.6である。

これに対して、低いのはいずれも同居世帯で、最低は、

「自由になる収入なし」・C—Nタイプの270円、指数28.6、ついで、「家計に入れる」・M—Nタイプの360円、指数38.2の順である。

住居費の差異は、住宅条件により異なるだろうが、独立世帯のほうが同居世帯よりかなり大きいのは、独立して世帯をもっていると、基本的な住居費の負担が大きいからである。これに対し、同居世帯は、基本的な住居費の大きさはそれほど大きくなく、家族数が多いので、1人当りの住居費はおのずから小さくなる。

住居費の支出総額に占める割合は、全世帯の平均が6.2%、独立世帯の平均が8.0%、同居世帯の平均が5.1%で、独立世帯のほうが約3%大きい。

(4) 光熱費

光熱費は、調査時期が夏という条件もあって、絶対額は小さく、タイプ別の格差も顕著にはみられないが、年平均1カ月間でみれば、支出構造に変動がみられるであろうか。ここでは、たんに、タイプ別に絶対額を比較してみると、全体は795円で、独立世帯が1,056円、同居世帯が653円である。

支出総額に占める割合も小さく、全体が5.2%、独立世帯が6.6%、同居世帯が4.4%である。

このように、独立世帯の光熱費のほうが高いのは、住居費の場合と同様に、独立しているためにどうしても支出しなければならない部分があることと、家族数が少ないため、1人当りの費用が大となるのである。

光熱費の高いのは、いずれも独立世帯で、最高が、「安定した収入あり」・Nタイプの1,327円、指数166.9、つぎが、同じくCタイプの1,158円、指数145.7である。この最高の独立・「安定した収入あり」・Nタイプは、住居費も光熱費も、すべてのタイプの中でとくに高くなっているが、これは、例数が少ないための特殊事情、すなわち、実収入はかなり高いのに、支出総額が非常に小さく、住居費、光熱費は大きいという特殊の世帯が入ったためである。

(5) 被服費

被服費は、すべての費目の中で最も少額で、全世帯平均は690円、支出総額に占める割合もわずか4.5%である。独立世帯の平均は597円、生活費総額に占める割合は3.7%、同居世帯は740円、割合は5.0%である。

相対的に絶対額ではあまり差は認められないが、高いのはいずれも同居世帯で、「自由になる収入あり」・「家計に入れる」・C—Nタイプが1,393円、指数は201.9、つぎが、「自由になる収入なし」・C—Nタイプの1,037円、指数150.3である。

また、低いのはいずれも独立世帯で、「安定した収入あり」・Nタイプ、「安定した収入なし」・C、Nタイプの順である。

(6) 医療保健理容費

医療保健理容費の全世帯平均は1,631円である。統計局調査では、保健医療費と、理容衛生費の2つに分けているが、その合計は4,276円、1人当り1,072円で、本調査の医療保健理容費のほうがずっと大きい。

独立世帯が1,268円、同居世帯が1,829円であって、同居世帯のほうが高い。このように、同居世帯の医療保健理容費が高いということは、高齢者が、健康のうちは独立し、身体が弱ってくると同居するということなのか、あるいは、同居すると気のゆるみから健康状態が衰えてくるものか、ここで断定はできないが、他の資料と合わせて検討する必要があると思う。

最高は、同居・「自由になる収入あり」・「家計に入れる」・M—Nタイプの2,349円、指数は144.0である。つぎが、同居・「自由になる収入なし」・M—Nタイプで2,153円、指数132.0である。これにつづいて、同じく「家計に入れる」・C—Nタイプの2,078円、指数127.4と、これらが2,000円以上のものである。

また、低いのは、独立・「安定した収入あり」・Nタイプの227円であるが、これは正常なものとは思われない。つぎに低いのは、独立・「安定した収入なし」・Cタイプの952円、指数58.4である。

医療保健理容費の支出総額に占める割合は、全世帯平均が10.7%、独立世帯の平均が7.9%、同居世帯の平均が12.3%で、同居世帯のほうがかなり大きい。

調査の対象が、寝たきり老人を省いてあるので、相対的には、著しい負担はみられない。しかし、医療費は、高齢者にとって必需的なものであるだけに、医療費を含んだ医療保健理容費の、支出総額に占める割合が、平均約11%で、食料費、雑費について3番目に大きな比率を占めていることは、問題が大きいと思われる。

(7) 雑費

雑費の1人当り平均は、全世帯が4,278円、独立世帯が4,180円、同居世帯が4,331円で、同居世帯のほうがわずかに高くなっている。

雑費の支出総額に占める割合は高く、全世帯の平均が28.1%、独立世帯が26.2%、同居世帯が29.2%と、いずれも食料費について大きな比率を占めているが、この実態の解明については後述する。

2. 同居世帯における高齢者の子世帯家計への依存度

同居世帯のうち、「自由になる収入あり」のみについて、これの子世帯への経済的依存度を表4によってみる。

ここでいう依存度というのは、高齢者の生活費のうち、子世帯家計（親家計簿）の支出している割合を示したものである。

同居の場合は、家庭経済において、誰が主導権を握っているかによって、支出のあり方は変動すると思われるが、今回は、そこまで分析することはできなかった。

依存度の低いのは、「家計に入れる」・C-Nタイプの父52.1%、母56.2%である。最高は、「家計に入れない」・C-Nタイプの母で80.8%に達している。ついで「家計に入れない」・M-Nタイプの母である。女子の高齢者は男子に比べて、子世帯への依存度は高い。

この内容を見ると、依存度が最も高率を示しているのは光熱費で、99.3~100%、ついで、住居費の81.6~100%である。これらは高齢者自身で支払う場合は少く、世帯全体で支払うからである。このように、住居費、光熱費は、全体として依存度は高いけれども、金額ではあまり大きくないので、支出総額の依存度には、たいして影響を及ぼしていない。

食料費の依存度も高く、とくに、「家計に入れる」・M-Nタイプは98%、「家計に入れない」・M-Nタイプが93.5%、つづいて「家計に入れない」・C-Nタイプの母が91.6%と、いずれも女子高齢者のほうが高くなっている。

被服費は最も分布が開いているけれども、概していえば、食料費、住居費、光熱費につぐ依存度といえよう。

表4 同居世帯高齢者支出の子世帯への依存度

経済類型 タイプ 高齢者			自由になる収入のあるもの					
			家計に入れるもの			家計に入れないもの		
			C-N (8)		M-N (4)	C-N (17)		M-N (60)
			父	母	母	父	母	母
費 目	支 出	親 家 計 簿	10,411	10,512	10,877	9,023	9,730	11,174
		小 遣 帳	9,557	8,177	3,073	3,581	2,311	4,006
	食 料 費	親 家 計 簿	7,425	6,344	6,034	5,316	4,908	6,171
		小 遣 帳	1,180	1,097	125	811	452	432
	住 居 費	親 家 計 簿	747	758	335	880	882	684
		小 遣 帳	17	17	25	198	0	44
	光 熱 費	親 家 計 簿	550	550	757	545	547	672
		小 遣 帳	0	0	0	4	4	0
	被 服 費	親 家 計 簿	217	536	208	142	609	277
		小 遣 帳	1,390	644	558	106	178	437
	医 療 保 健 理 容 費	親 家 計 簿	507	435	1,881	454	1,107	636
		小 遣 帳	1,300	1,913	468	995	778	1,189
(円)	雑 費	親 家 計 簿	965	1,889	1,662	1,685	1,676	2,724
		小 遣 帳	5,671	4,506	1,897	1,469	900	1,916
親家計簿への依存度(%)	支 出 総 額		52.1	56.2	78.0	71.6	80.8	73.6
	食 料 費		86.3	85.3	98.0	86.8	91.6	93.5
	住 居 費		97.8	97.8	93.1	81.6	100.0	94.0
	光 熱 費		100.0	100.0	100.0	99.3	99.3	100.0
	被 服 費		13.5	45.4	27.2	57.3	77.4	38.8
	医 療 保 健 理 容 費		28.1	18.5	80.1	31.3	58.7	34.9
	雑 費		14.5	29.5	46.7	53.4	65.1	58.7

衣類までは子の面倒にならず、自由になる収入でまかなおうとする傾向がみられる。

医療保健理容費、雑費の依存度は最も小さい。これも高齢者自身が子世帯に依存しにくい性格のものだからであろう。

そして当然のことであるが、「家計に入れるもの」、なかでも女子高齢者のほうが、概して、依存度が高い。

さらに、支出だけではみることのできない精神的な依存度とも合わせ考えると、同居子に対する物心両面の依存度は高く、これを裏返せば、同居子の負担は大きいということが言えよう。

以上が、高齢者のタイプ別生活費の分析結果である。今回は、年齢別にみることではできなかったが、これらの考察結果から総合的に推察すると、老後の経済生活の比較的安定したタイプは、同居・「自由になる収入あり」・「家計に入れる」・C—Nタイプということになるのかと思われる。

IV 雑 費

高齢者の生活費のなかで雑費は28.1%を占め、食料費について大きな割合を占めている。このように高齢者の生活において大きな比重を占める費目であるにもかかわらず、雑費という大きな項目で一括されているのでは、高齢者の経済生活の実態を把握するには十分とはいえない。そこで生活費のうちより、とくに雑費を取り出し細かい項目に再集計し、それを経済類型別、世帯のタイプ別に考察する。雑費を再集計し、1カ月、1人当りの平均を計算すると表5のとおりである。

1. 全世帯平均、独立世帯と同居世帯の比較

全世帯平均でみると、雑費総額は4,263円であり、雑費の中で最も大きいのは、交際費1,452円で、雑費総額の34.1%を占めている。それについて教養娯楽費1,259円で29.5%である。最も小さいのは、たばこ234円で5.5%である。しかし、これは今回の調査が男子よりも女子のほうが多いことにも原因しているものと思われる。教養娯楽費の中では、旅行費とその他が大きくなっている。

独立世帯と同居世帯とを比較すると、雑費総額では独立世帯で4,169円、同居世帯で4,314円であり、わずかに同居世帯のほうが高くなっているが、その差はほとんどない。これを雑費の内部構造でみると、独立世帯では交際費が1,740円で、雑費総額の41.7%を占めて最も高く、それについて教養娯楽費22.6%と交通費22.1%が高

くなっている。これに対して同居世帯では教養娯楽費が1,432円で33.2%と最も高く、それについて交際費30.0%が高くなっている。独立の場合は、まだ家計を営み生活の責任が高齢者にある場合が多いので、自分自身のためというよりも、世帯として必要な支出が多いのに対して、同居の場合には教養娯楽費のように自身の楽しみのための支出が多くなっている。

2. 独立世帯

雑費総額では「安定した収入のあるもの」・Cタイプが4,800円、Nタイプが3,015円であり、「安定した収入のないもの」・Cタイプが4,492円、Nタイプが2,411円である。雑費の差は、経済的に安定、不安定ということよりも、タイプの差すなわちCタイプとNタイプの差とすることができるし、ここでもNタイプの特異性が認められる。

つぎに雑費の内部構造を比較してみると、「安定した収入のあるもの」は交際費が2,007円で雑費総額の43.2%と最も高く、それについて教養娯楽費の1,155円で24.9%となっている。「安定した収入のないもの」も同じく交際費が1,183円で37.3%と一番高くなっているが、それについて交通・通信費が高く、「安定した収入のあるもの」に比べて教養娯楽費は少い。独立世帯の中では「安定した収入のあるもの」・Cタイプが自分自身の教養娯楽費もっており、経済的には最も恵まれているようにみうけられる。CタイプとNタイプでは、Cタイプのほうが雑費に多くかけ、Nタイプは非常に低く、とくに「安定した収入のないもの」・Nタイプは同居世帯をも含めた全体で最底である。

3. 同居世帯

「自由になる収入のあるもの」と「自由になる収入のないもの」を比較すると、雑費総額では「自由になる収入のあるもの」が4,318円、「自由になる収入のないもの」が4,268円であり、その差はほとんどない。雑費の内部構造についてみると「自由になる収入のあるもの」では教養娯楽費が一番高く、全体の31.5%、それについて交際費が30.1%となっている。「自由になる収入のないもの」も同じ傾向を示しているが、教養娯楽費が2,204円で51.6%と、とくに高くなっている。「自由になる収入のないもの」は、必要になったときに同居家計からその金額を受け取るのであるから、請求しにくいのではないかと予測されたのであるが、他と比較して教養娯楽費がとくに高くなっていることは興味深い。しかしこ

の教養娯楽費の高さはC—Nタイプの旅行費が高いためであり、この調査期間の特殊事情とも考えられる。

「家計に入れるもの」と「家計に入れないもの」を比較すると、雑費総額では「家計に入れるもの」が5,926円であり、「家計に入れないもの」が3,976円である。この差を雑費の内部構造でみると、全体的に「家計に入れるもの」のほうが高く、なかでも教養娯楽費がとくに高くなっている。これは「家計に入れるもの」・C—Nタイプの雑費総額が高いためであり、これは全世帯中最高の6,517円である。

C—Nタイプすなわち夫妻で同居している場合には、「家計に入れるもの」・C—Nタイプと「家計に入れないもの」・C—Nタイプとの間には大きな差がみられる。「家計に入れるもの」は老夫婦自身も経済的に恵まれて

いる場合が多く、相当額を家計に入れているものと思われる。そのため同居家計も安定しており、老夫婦の雑費も大きい。「家計に入れないもの」では逆に雑費は非常に押えられており、「家計に入れるもの」よりも経済的には恵まれていない様子がうかがえる。

M—Nタイプすなわち同居している女子高齢者は、独立している場合よりも、教養娯楽費が多く、自分自身のための支出が中心になっている。これは世帯数も60世帯と多く、女子高齢者の一般的あり方といえそうである。

以上、高齢者の生活費の中で大きな割合を占めている雑費について検討した。高齢者がある程度自由に使っていると思われる小遣帳の分析も含めて、残された雑費の問題について詳しい分析が必要である。